

議案第 4 2 号

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第 1 2 条第 1 項の規定により提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

提出者 板橋区議会議員

大 野 ゆ か

井 上 温 子

小 柳 しげる

石 川 すみえ

山 内 え り

荒 川 な お

いわい 桐 子

小 林 おとみ

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区国民健康保険条例（昭和34年板橋区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100分の7.71」に、「100分の56」を「100分の55」に改め、同条第2号中「4万9,100円」を「4万7,300円」に、「100分の44」を「100分の45」に改める。

第15条の8中「65万円」を「66万円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.80」を「100分の2.69」に、「100分の56」を「100分の55」に改め、同条第2号中「1万6,500円」を「1万6,800円」に、「100分の44」を「100分の45」に改める。

第15条の16中「24万円」を「26万円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.28」を「100分の2.22」に改め、同条第2号中「1万6,500円」を「1万6,600円」に改める。

第19条の2中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第1号ア中「3万4,370円」を「3万3,110円」に改め、同号イ中「1万1,550円」を「1万1,760円」に改め、同号ウ中「1万1,550円」を「1万1,620円」に改め、同条第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同号ア中「2万4,550円」を「2万3,650円」に改め、同号イ中「8,250円」を「8,400円」に改め、同号ウ中「8,250円」を「8,300円」に改め、同条第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改め、同号ア中「9,820円」を「9,460円」に改め、同号イ中「3,300円」を「3,360円」に改め、同号ウ中「3,300円」を「3,320円」に改める。

第19条の4第1号ア中「7,365円」を「7,095円」に改め、同号イ中「1万2,275円」を「1万1,825円」に改め、同号ウ中「1万9,640円」を「1万8,920円」に改め、同号エ中「2万4,550円」を「2万3,650円」に改め、同条第2号ア中「2,475円」を「2,520円」に改め、同号イ中「4,125円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,600円」を「6,720円」に改め、同号エ中「8,250円」を「8,400円」に改める。

付則に次の1条を加える。

（令和7年度以降の子ども被保険者均等割額の減額の特例）

第11条 当分の間、令和7年度以降の第19条の4の規定による減免については、同条（見出しを含む。）中「未就学児」とあるのは「子ども」に、「6歳」とあるのは「18歳」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料率、保険料の賦課割合、賦課限度額等を改めるほか、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもに係る被保険者均等割額を減額する必要がある。